

東京医療保健大学千葉看護学部教務委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の教育の質的向上に向けて、カリキュラムの充実及び教育環境の整備などについて検討するため、千葉看護学部教務委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、大学ならびに学部ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに則り、教育の質保証と向上のため、教育課程、授業運営、成績評価、実習における臨地との協働・調整、教育環境整備等に関する検討を行う。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 千葉看護学部教授会において任命する教員
- (2) 千葉事務部長
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する

- (1) 科目履修・単位認定に関すること
- (2) 授業（講義・演習・実習）の運営に関すること
- (3) 教育の評価（シラバス評価を含む）に関すること
- (4) 看護師保健師国家試験に関すること
- (5) 教育課程の評価・検討に関すること
- (6) 教育活動に関する教職員の能力向上に関すること
- (7) その他、教務に関すること

(委員長等)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

(開催日)

第8条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。